

岡山県税制懇話会報告書（素案）

— おかやま森づくり県民税に関する検討 —

目 次

第1	「おかやま森づくり県民税」事業の実績（平成21年度～平成24年度）	1
第2	「おかやま森づくり県民税」事業の導入効果（平成16年度～平成25年度）	4
第3	税制度及び税収等の状況	10
第4	岡山県の森林・林業の現状と課題	12
第5	「おかやま森づくり県民税」の必要性	18
第6	使途事業の方向性	21
第7	税制度のあり方	26
第8	基金のあり方	28

第1 「おかやま森づくり県民税」事業の実績（平成21年度～平成24年度）

おかやま森づくり県民税（以下、「森づくり県民税」という。）は、水源のかん養や県土の保全など、すべての県民が享受している森林が有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林の保全に関する施策の一層の推進を図るため、全国に先駆けて平成16年4月に導入されたものである。

おかやま森づくり県民税は、森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年岡山県条例第61号）において、課税期間を5年間と定め、岡山県おかやま森づくり県民基金（以下「おかやま森づくり県民基金」という。）に積み立て、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するために活用されている。

森づくり県民税を財源とする施策については、岡山県税制懇話会の提言（平成15年10月）により、「水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として推進されてきた。

平成20年度に開催された前回の岡山県税制懇話会では、超過課税の継続の必要性をはじめ、使途事業の方向性等について検討を重ね、それまでの事業の成果や現状にかんがみ、21年度以降5年間についても、引き続き3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する施策を実施することとした。

また、新たに、担い手対策の強化、県産材の加工及び流通対策の検討、国庫補助事業を進捗させるための対策や市町村等による地域提案型事業などに取り組むよう提言したところであり、この趣旨に即して、平成21年度から24年度までの4か年間で、以下の森林保全事業が実施されている。

I 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (1,585,160千円)

1 健全な人工林の整備 (1,267,950千円)

健全で活力ある森林を育成するため、間伐の実施、作業道の開設、間伐材の搬出などの支援を行った。

・奥地林等の間伐	12,229 ha
・森づくり作業道の開設、補修	189,658 m
・スギ間伐材の搬出	32,185 m ³



間伐作業

2 多様な森づくり (317,210千円)

松くい虫等被害林、荒廃した里山林の再生を図るとともに、市町村の提案による地域の実情・課題に対応した森林保全の取組を支援した。

・ 松くい虫被害林の再生		
被害林整備	378 ha	
伐倒・薬剤処理	6,030 m ³	
危険木の除去	9,973 m ³	
・ ナラ枯れ被害拡大防止		
広葉樹利用促進	986 m ³	
・ 荒廃した里山林の再生	6 ha	
・ 市町村提案型森づくり事業		
松くい虫被害木の除去	2,298 m ³	
松くい虫被害の予防(樹幹注入等)	7,395 本	
間伐用林業機械の導入	15 台	
林地残材の搬出	8,278 t	
市民参加による森づくり活動	65 団体	



松くい虫被害木の処理



市民による里山林の下刈り

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 (484,126千円)

1 林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成 (165,451千円)

森林の整備を適正かつ持続的に推進するため、林業に必要な知識や技能を有する人材を育成するとともに、作業の安全性を確保するための装備等の導入に対する支援を行った。

- ・ 新規就業者の現場研修経費の助成 76 事業体 (305人)
- ・ 新規就業者の研修の場の提供 86 箇所 (692ha)
- ・ 安全作業のための装備、器具の助成 70 事業体 (1,161人)



新規就業者の現場研修

2 木材の利用促進 (318,675千円)

森林の適正な整備や地球温暖化防止に貢献するため、公共施設等における県産材・木質バイオマスの幅広い利活用を促進した。

- ・ 公共施設の内外装木質化等の助成 115件(307m³)
- ・ 小学校への学習机・椅子の導入 152校(4,148組:96m³)
- ・ 県産木製品、木質バイオマス燃料等の展示PR 2 回
- ・ 公共建築物の木造化計画作成の助成 6 件
- ・ 県産材製品の販路拡大を支援 1 団体
- ・ 未利用木質系バイオマスの利活用研究・開発を支援 26 件
- ・ 高校生提案によるUDに配慮した学校の居室整備 4 校(30m³)



県産材製の机・椅子の導入

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進（87,099千円）

1 県民への情報提供等（22,994千円）

森林の働きや林業の役割、おかやま森づくり県民税を活用した取組などについて、県民に情報を発信した。

- | | |
|---------------------|----------|
| ・森林・林業を考えるシンポジウムの開催 | 2回 |
| ・新聞による広報 | 12回 |
| ・パンフレット、チラシの配布 | 101,500部 |
| ・街頭での広報活動 | 97回 |
| ・地域で開催されるイベントでのPR | 28回 |



街頭でのPR

2 森づくりのための人材養成及び県民の直接参加による森づくり（64,106千円）

森林ボランティア等の人材養成、森林活動体験行事の開催、森づくりサポートセンター設置、企業等による森づくりなど、県民参加の森づくりを活動を推進した。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・森づくり指導者の養成 | 214人 |
| ・植樹、保育のつどい等の開催支援 | 327回 15,136人 |
| ・森づくりサポートセンターの設立支援 | 1団体 |
| ・企業と市町村との森林保全協定の締結 | 10企業・団体 |
| ・二酸化炭素森林吸収評価認証書の交付 | 18企業・団体 |
| ・みどりの大会の開催 | 4回 1,900人 |



保育のつどい

県民税充当額合計 2,156,385千円

第2 「おかやま森づくり県民税」事業の導入効果（平成16年度～平成25年度）

おかやま森づくり県民税が導入された平成16年度から10年が経過することとなるため、主な事業について、これまでの10年間の実績について、数量的、質的に検証・評価を行った。なお、10年間の事業のうち、平成25年度分は計画量で積算している。

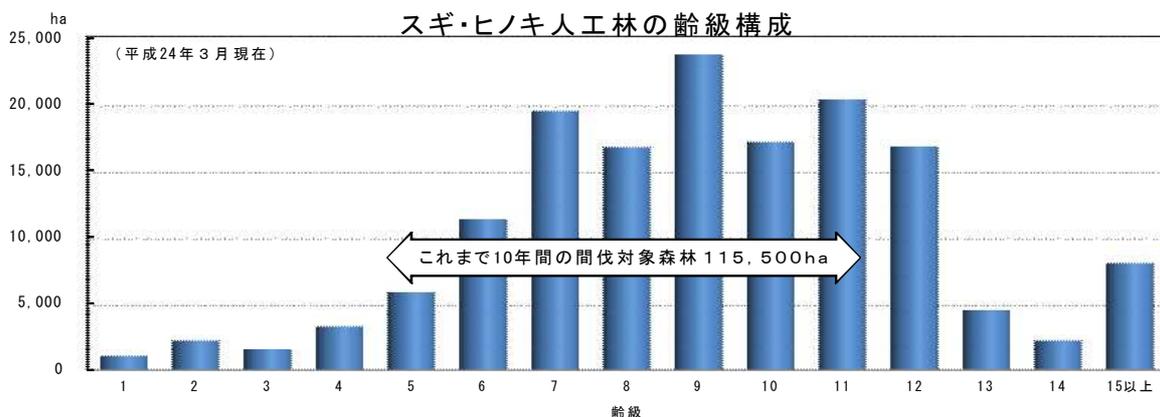
1 森林の持つ公益的機能を高める森づくり

(1) 健全な人工林の整備

ア 間伐の促進

- ・著しく間伐が遅れている奥地林や放置林などの間伐を促進するとともに、収入のない切捨間伐に限定して、国の造林補助事業に県民税を充当し、間伐を加速化。
- ・県民税により、この10年間での間伐実績面積の31%に相当する奥地林等の間伐を実施。

・奥地林等の切捨間伐	7,508ha	
・管理放棄地の切捨間伐	3,420ha	
・造林補助事業（切捨間伐のみ県民税を充当）	10,202ha	計 21,130ha



ここ10年間の間伐実施状況

(単位: ha)

年度	H16～H20	H21～H24	H25計画	計
間伐計画面積	36,550	24,000	5,400	65,950
間伐実施面積	33,514	28,442	5,400	67,356
うち県民税関係	5,501	12,229	3,400	21,130
割合(%)	16.4	43.0	63.0	31.4

【評価】

- 著しく間伐が遅れた森林を解消
- 国庫補助と連携して間伐を加速化し、公益的機能の早期回復を促進

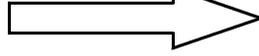
イ 風倒木被害地の復旧

- ・平成16年台風第23号による風倒木被害地 5,483haのうち、森林災害復旧事業と連携して、2,271ha (41%) の被害木整理や跡地造林を実施。
- ・風倒木危険箇所 66haについて、二次災害防止施業を実施。



発生直後（公益的機能が一気に低下）

風倒木の片付け
広葉樹の植栽



整備完了後（公益的機能の発揮に期待）

【評価】

- 風倒木被害地の早期復旧を実現
- 豪雨等による風倒木流出に伴う二次災害を未然防止

(2) 多様な森づくり（松くい虫被害林の再生）

- ・集落周辺の松くい虫被害地において、枯損した被害木を伐倒・整理し、不用木を除去することにより、林内の安全性を確保するとともに、広葉樹等への更新を促進。
- ・道路沿いや人家裏で倒木の危険性がある松くい虫被害木を除去し、危険箇所を解消。

- ・松くい虫被害林の整備 478ha
- ・松くい虫被害木、危険木の除去 20,834m²

3
年
前



被害木の伐倒・整理

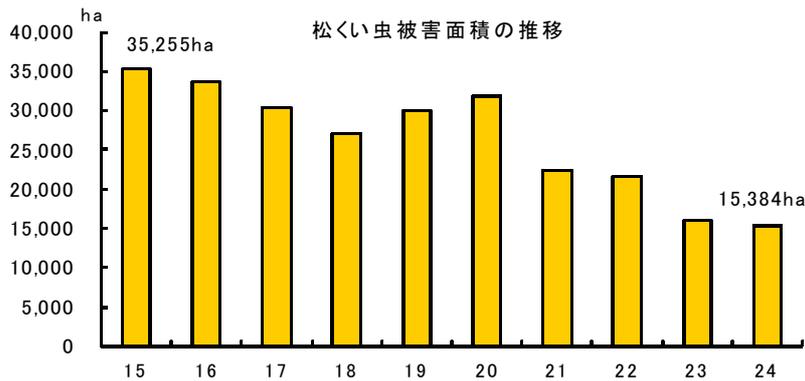
現
在



アカマツの更新木



コナラの稚樹



道路沿線の危険な被害木

【評価】

- 松くい虫被害地を自然力を活かして広葉樹林等へ再生
- 人家裏等での松くい虫被害木除去による地域住民の安全性を確保

2 担い手の確保と木材の利用促進

(1) 担い手の確保

- ・ 県内の森林整備を担う認定事業者が行う現場研修や就労環境改善を支援するとともに、新規就業者の定着を促進。
- ・ 林業に必要な専門的知識・技能を有する優秀な人材を育成するための専門研修を実施

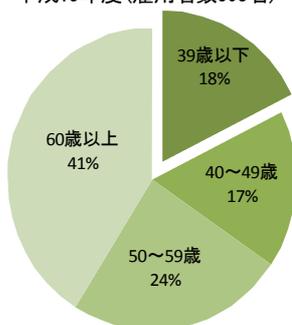
- ・ 新規就業者の現場研修経費の助成 実 184人 (延626人 延166事業者)
- ・ 安全作業装備・器具等の導入支援 のべ 93事業者 (延1,229人)
- ・ 知識と技能を有する林業作業士の養成 実 32人

【認定事業者】

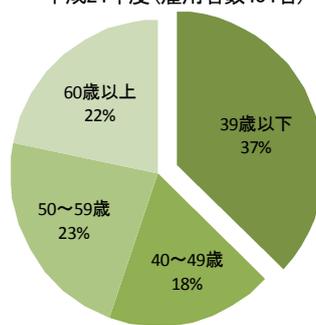
「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化についての計画を作成し、知事の認定を受けた林業事業者。(平成24年度末現在 37事業者)

認定事業者雇用者の年齢構成の推移

平成15年度(雇用者数503名)

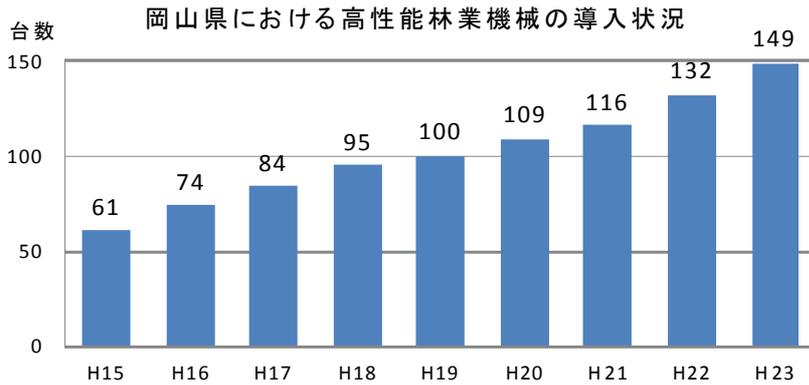


平成24年度(雇用者数484名)



現場研修

※ 39歳以下の割合が18%から37%に増加



高性能林業機械の操作技能研修

【評価】

- これまで10年間に支援した184人のうち100人(54%)が担い手として活躍
- 若い担い手の割合が増加

(2) 木材の利用促進

- ・多くの県民が利用する公共施設や学校、福祉施設等における内外装の木質化や木製用具の導入などを支援し、県産材の需要を拡大。
- ・整備した施設の利用者4万6千人(アンケート結果)に県産材を使った快適な生活環境を提供。

- ・ 県産材製ベンチの設置 270箇所
- ・ 県産材を使用したまちづくりへの支援 46箇所
- ・ 県産材による公共施設や福祉施設等の床壁等の整備 155箇所
- ・ 高校生の提案による県産材を利用した居室整備 15箇所

【公共施設等(486箇所)の内訳】

- ・ 公共施設、文教施設(学校、保育園等) 412施設
- ・ 社会福祉施設(特別養護老人ホーム等) 21施設
- ・ 集会コミュニティ施設(集会所、公民館等) 12施設
- ・ 観光レクリエーション施設(公園等) 21施設
- ・ その他(商店街等) 20施設



県産材製ベンチの設置



県産材製の机・椅子

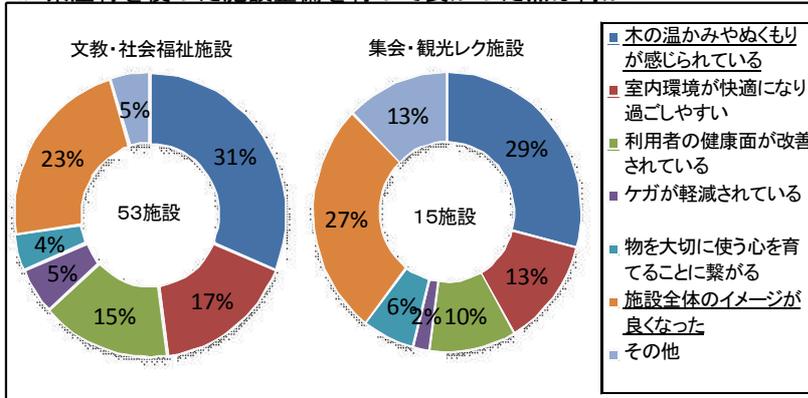
- ・ 小学校への県産材製学習机・椅子の導入 192校 5,148組
- ・ 治山事業等公共事業への活用 67箇所

県産木材利用量 計 1,978^m

○県産材による整備施設へのアンケート調査結果

(※H21～24における整備施設(89施設)を対象に調査、回答施設 68施設)

Q 県産材を使った施設整備を行って良かった点は何か？



【利用者の感想】

- ・木の香りが自然で、心が癒される。
- ・落ち着いた雰囲気、ゆったりとした気持ちで過ごせる。
- ・部屋が明るくなったようで、気分も明るくなる。施設利用者の笑顔が多くなった。
- ・小さな子どもを連れてくるのに、居心地が良くのんびりできる。
- ・評判がとても良く、施設の見学に来られた方もほめてくれる。

※全体の96%が「木材の利用を広く薦めたい」と回答(別設問)

【評価】

○間伐材約6万6千本に相当する県産木材製品(1,978m³)を利用

民間への波及効果を期待

○森林・林業の大切さや、木材利用の良さを4万6千人にPR

○ヒノキの素材生産量日本一の実現(19.9万m³/H24 都道府県別需給統計)

3 森林・林業に関する情報提供と森づくり活動の推進

(1) 県民への情報提供等

- ・森林の働きや林業の役割、おかやま森づくり県民税を活用した取組等について、様々な広報媒体等を活用して県民に情報発信。

・新聞による広報	56回
・街頭での広報活動	221回
・シンポジウムの開催	4回(参加者1,171人)



街頭でのPR

(2) 森づくりのための人材養成、県民参加の森づくり

- ・森林ボランティアグループや地域住民、企業等による森づくり活動への支援、森づくり指導者の育成を通じて、県民参加による森づくりを推進
- ・保育のつどい等の活動に、のべ4万7千人の県民等が参加
- ・企業等の社会貢献活動としての森林保全活動を促進
- ・県民の自主的な森づくりを推進する「おかやま森づくりサポートセンター」設立

- ・ 森づくり指導者の育成 388人
- ・ 保育のつどい等の開催 859回（のべ49,161人）
- ・ 企業と市町村等との森林保全協定締結 18企業・団体
- ・ 森づくりサポートセンターの設立支援 1団体



保育のつどい

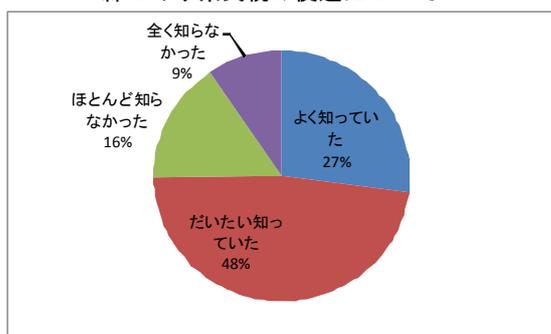
【評価】

- 県民や企業等による自主的な森林ボランティア活動が各地域で活発化
- 県民参加の森づくりを通じて、森林や林業の大切さなどの理解を醸成

◆ 森林の現状や森づくり県民税に関するアンケート調査

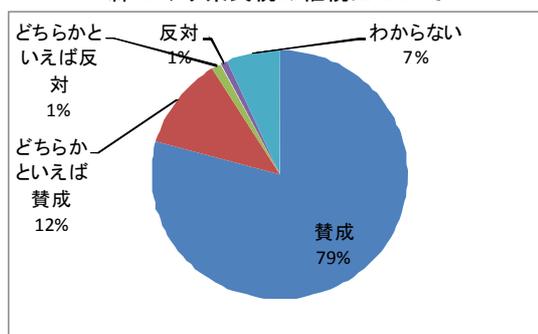
「森林・林業を考えるシンポジウム（平成24年8月開催）」参加者を対象として、森林の現状や森づくり県民税に関するアンケート調査を次のとおり実施しました。（対象者600人うち回答者251人）。

森づくり県民税の用途について



全体の75%（県南71%、県北84%）が県民税の用途について知っていた

森づくり県民税の継続について



全体の91%（県南89%、県北95%）が継続に賛成していた

第3 税制度及び税収等の状況

1 税制度

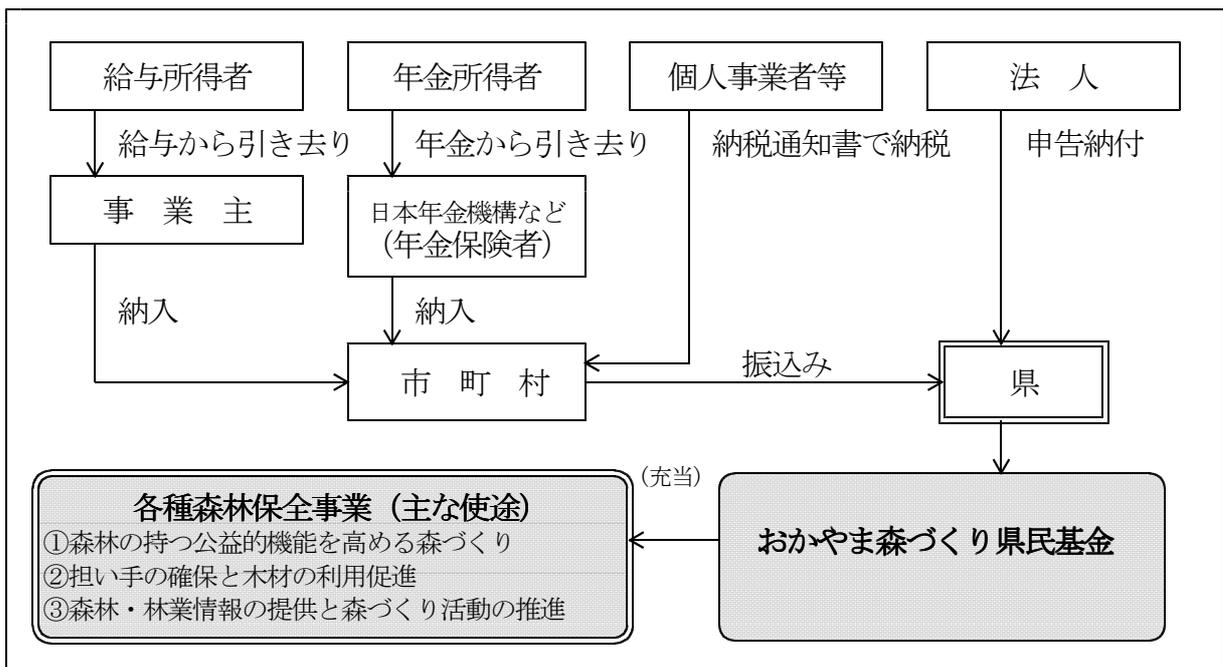
(1) 課税方式

県民税均等割（普通税）の超過課税

(2) 納税義務者

- ・ 県内に住所等を有する個人
- ・ 県内に事務所・事業所等を有する法人

(3) 仕組み



(4) 税率

個人 ・ 500円／年

法人 ・ 均等割額の5%相当額

【法人の資本金等別の税額】

資本金等の金額の区分	標準税率(年額)	おかやま森づくり県民税の税率(年額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

2 税収の推移

税収を決算額で見ると、税の導入当初は個人県民税について非課税措置が縮小されたことや法人県民税について課税期間内に事業年度が始まる対象法人が増加したことにより徐々に増収となっていたが、それらの影響がなくなった平成20年度以降は概ね横ばいで推移している。均等割は景気動向に左右されにくい性質を有する税であることから、現行制度を継続する場合は、現在の人口や法人数が大きく変動しない限り、今後とも年間5億5千万円程度の税収を安定的に確保することができるものと見込まれる。

(単位：千円)

年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
税収	個人	331,722	362,955	424,786	447,720	449,183	450,427	439,892	443,103	445,565	445,047
	法人	19,872	108,694	115,418	116,016	115,777	111,795	113,722	113,745	113,022	112,717
	計	351,594	471,649	540,204	563,736	564,960	562,222	553,614	556,848	558,587	557,764
前年度比		—	134.10%	114.50%	104.40%	100.20%	99.50%	98.50%	100.60%	100.30%	99.90%

(注1) 決算額ベースである。ただし、平成24年度は決算見込額、平成25年度は当初予算額である。

(注2) 法人の税収は、平成18年度から平年度化している。

3 基金積立額等の推移

税収は「おかやま森づくり県民基金」に積み立てた上で、事業に充当している。

(単位：千円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
基金積立額	309,131	445,595	507,827	547,725	573,452	561,285	585,222	560,170	540,752	556,442
事業充当額	271,002	411,639	507,885	532,410	517,070	520,793	490,834	552,310	592,450	694,631
基金残高	38,129	72,113	72,447	88,795	146,404	187,380	282,224	290,670	239,562	101,733

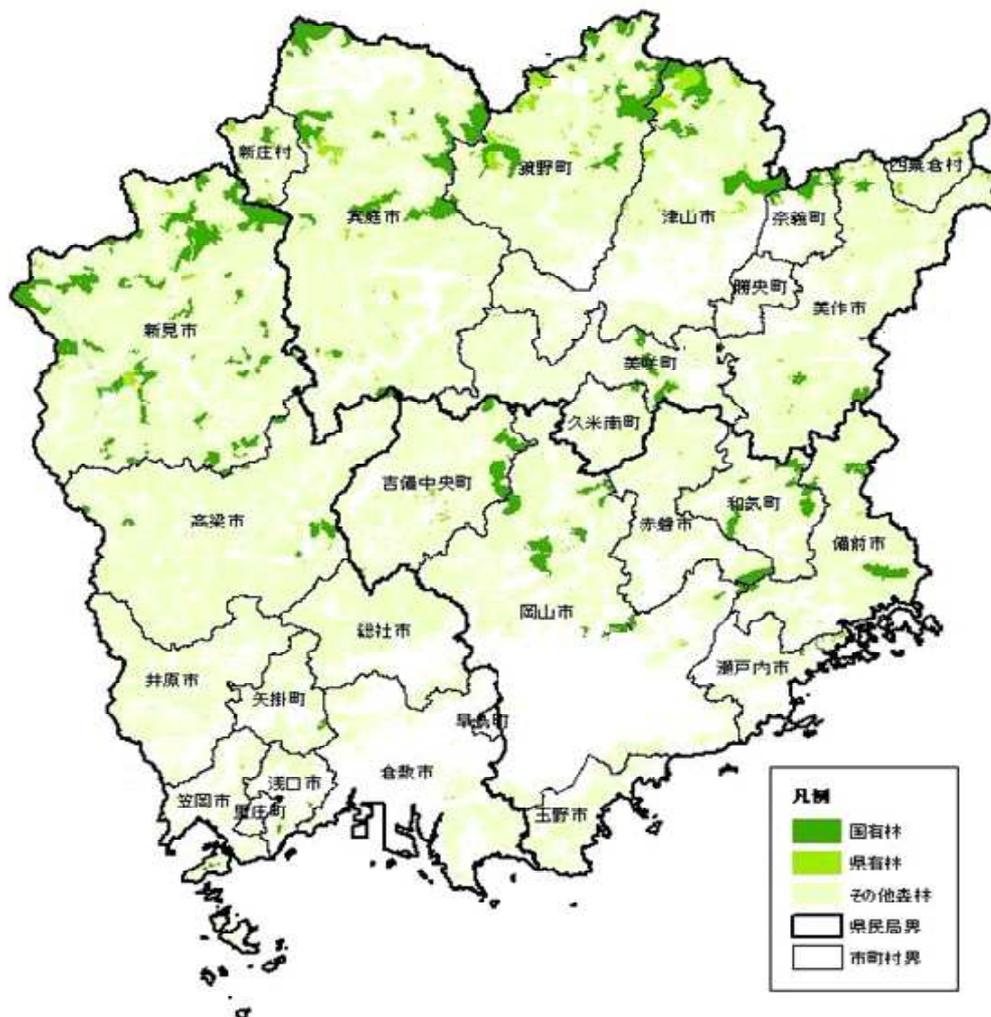
(注) 決算額ベースである。ただし、平成24年度は決算見込額、平成25年度は当初予算額である。

第4 岡山県の森林・林業の現状と課題

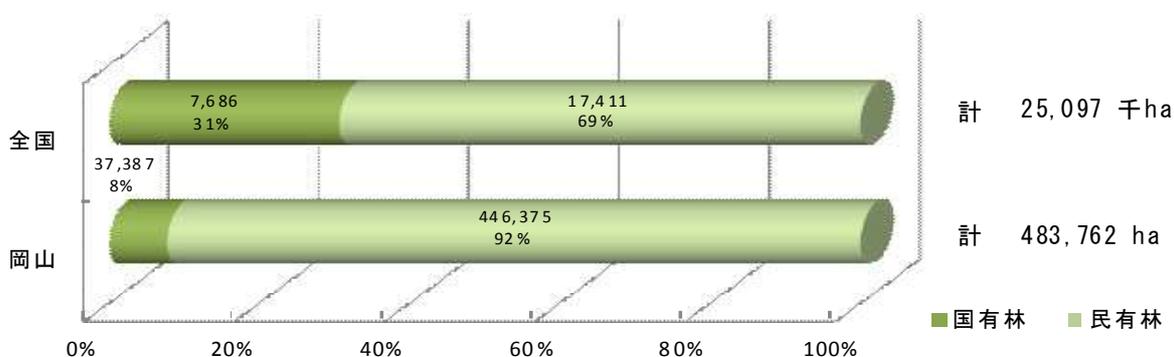
おかやま森づくり県民税事業の導入効果を踏まえ、岡山県の森林・林業の現状と課題を整理した。

1 森林資源

(1) 森林分布図



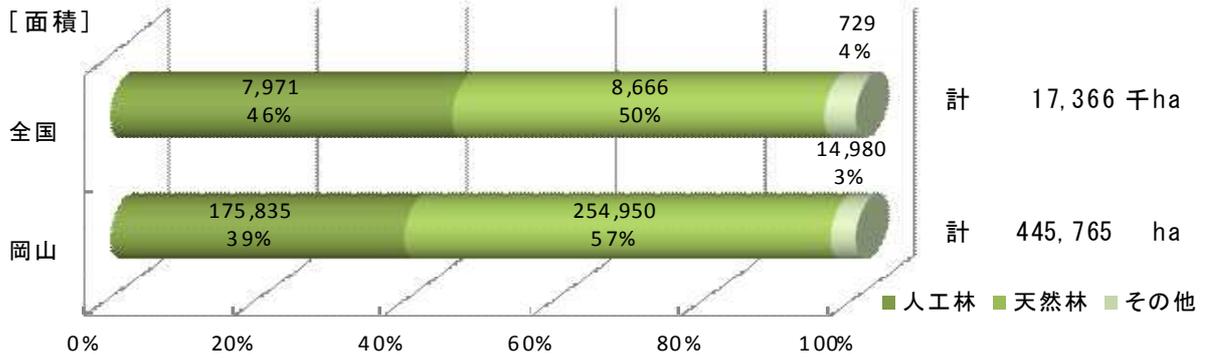
(2) 国有林・民有林別森林面積



(注)全国は平成19年3月31日現在。岡山県は平成24年3月31日現在。(林政課資料)

岡山県の森林面積は484千haと、県土の約7割を占めている。このうち92%は民有林となっており、全国(69%)と比べ、民有林における森林の整備が大変重要となっている。

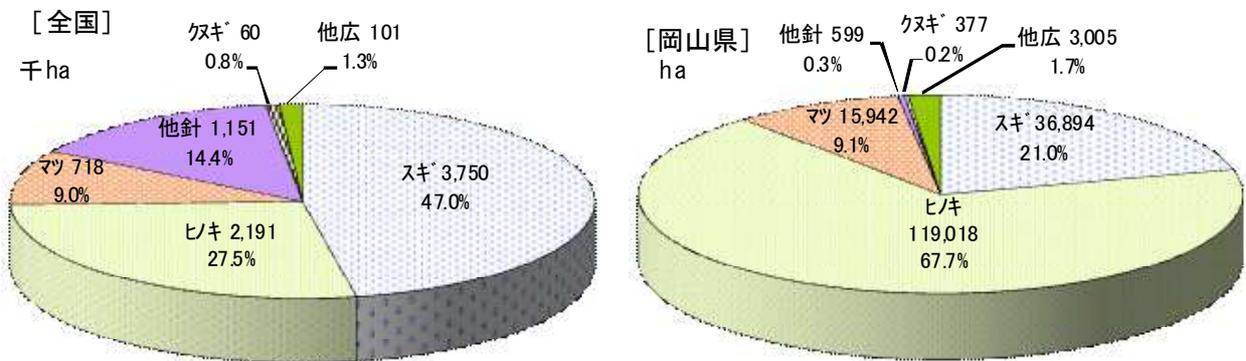
(3) 民有林における人工林・天然林別面積



(注) 全国は平成19年3月31日現在。岡山県は平成24年3月31日現在。(林政課資料)

民有林面積 446千haのうち、39%に相当する176千haが人工林である。

(4) 民有林における人工林の樹種別面積



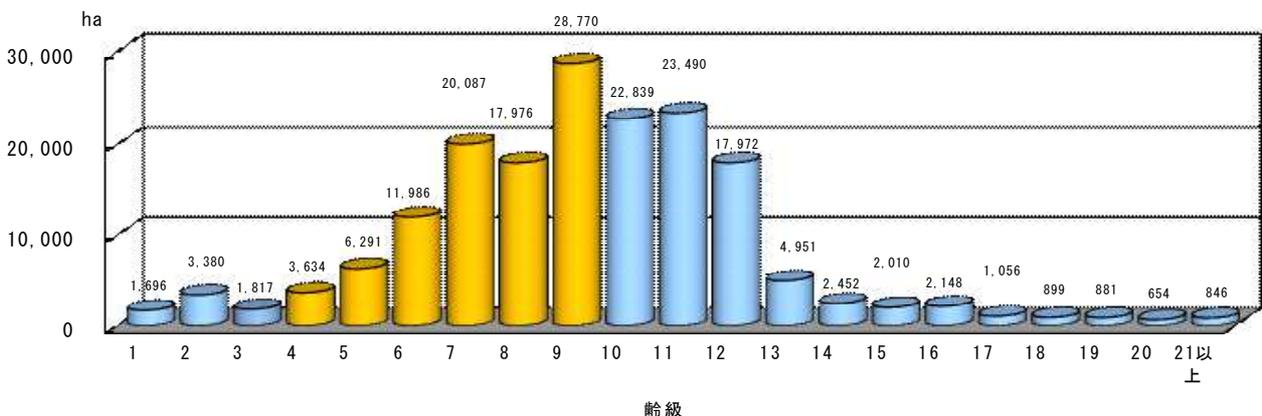
(注) 全国は平成19年3月31日現在。岡山県は平成24年3月31日現在。(林政課資料)

人工林の樹種別面積をみると、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキが68%、スギが21%となっており、ヒノキ材の生産地として全国的に知られている。

(5) 人工林の齢級別面積構成

[岡山県]

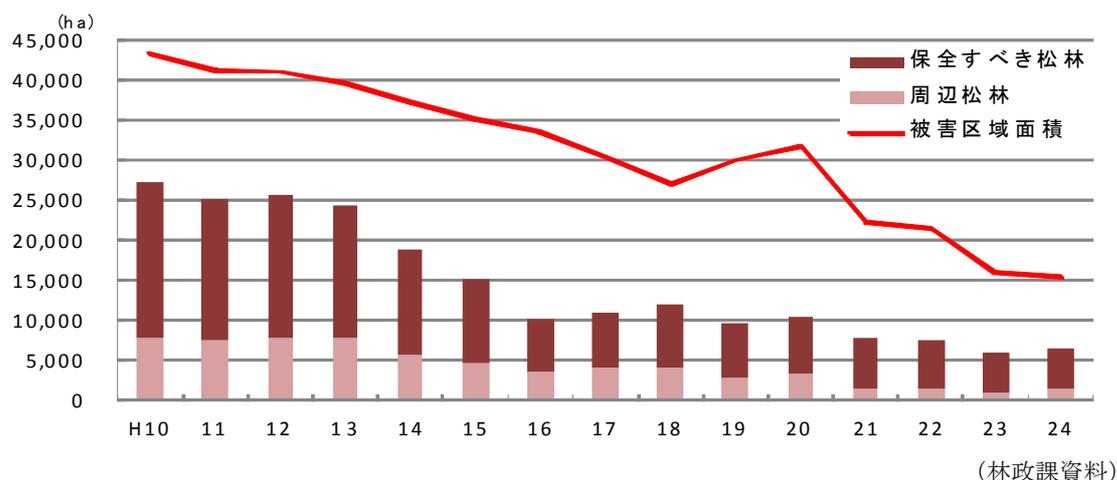
人工林面積 175,835 ha



(注) 「齢級」とは、5年を一括りに林齢1~5年生を1齢級、6~10年生を2齢級、以下3齢級、4齢級と称する。(林政課資料)

民有林の人工林は、3齢級(15年生以下)の若齢人工林が極端に少なく、7~12齢級(31~60年生)に偏っている。特に、生育途上にある4~9齢級(16~45年生)のスギ、ヒノキ人工林の適切な間伐の実施が大きな課題となっている。

(6) 松くい虫被害状況の推移 [岡山県]



近年の松くい虫被害は次第に減少しているが、保安林等公益的な機能が強く、松林として保全すべき区域に対する周辺松林からの感染を防止（樹種転換等）するとともに、荒廃した松くい虫被害跡地の再生を進めることが課題となっている。

(7) ナラ枯れ被害状況の推移

被害数量：千m³、(被害本数)：本

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
岡山県	—	—	—	—	0.1 (3)	0.1 (81)	0.2 (272)	0.2 (280)
鳥取県	0.3	1.2	1.3	1.8	3.0	6.3	3.5	
島根県	—	0.4	0.7	1.1	2.3	8.4	3.9	
広島県	—	—	0.0	0.0	0.2	2.4	0.9	
山口県	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

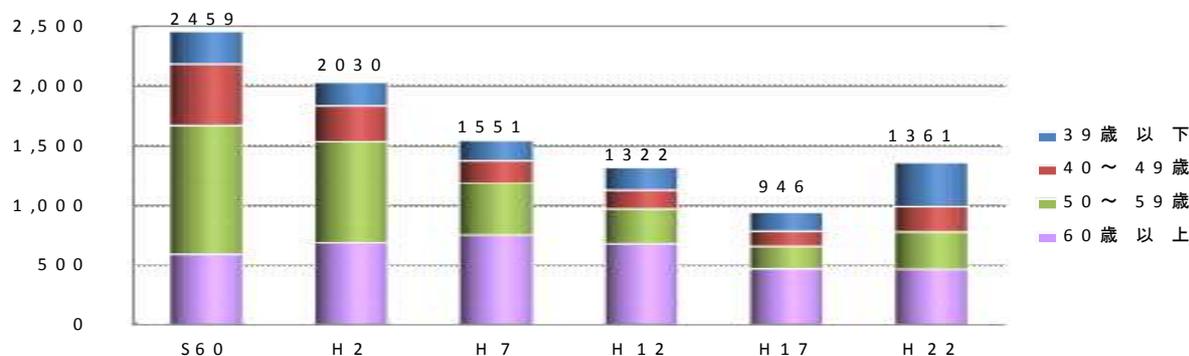
(林政課資料)

※ナラ枯れ：カシノナガキクイムシがナラ・カシ類等の幹に穿入し、体に付着した「ナラ菌」を樹木内に多量に持ち込むことにより発生する、樹木の伝染病である。

本県のナラ枯れ被害は、21年度に鳥取県との県境付近で初めて発生し、今後の急速な被害拡大が懸念されている。

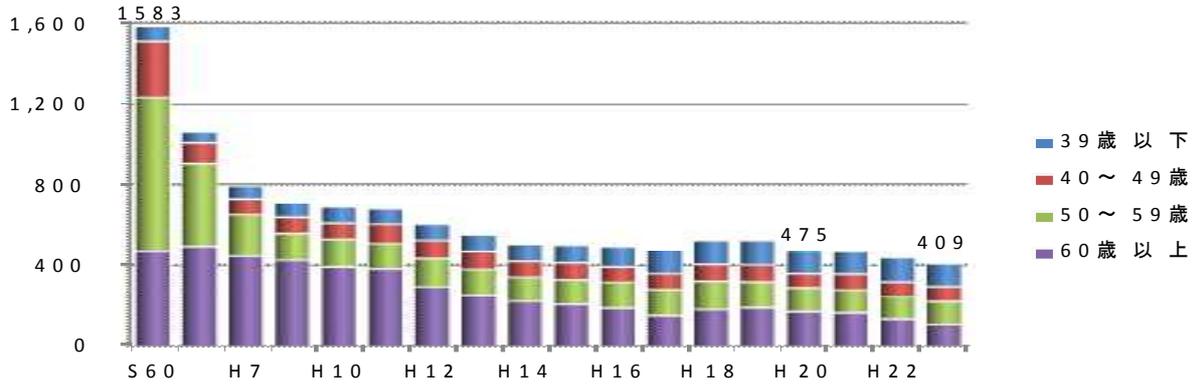
2 林業労働力

(1) 林業就業者の推移 [岡山県]



資料：総務省「国勢調査」

(2) 森林組合雇用労働者（事務員を除く）の推移 [岡山県]

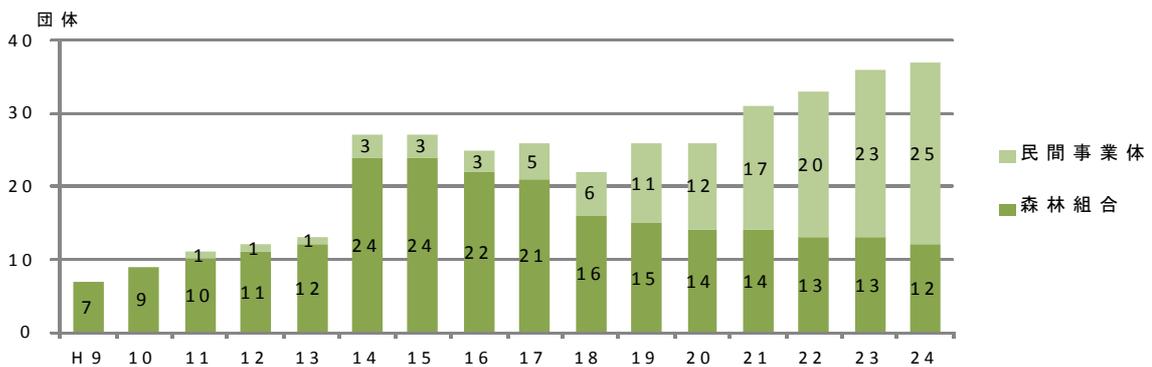


資料：林野庁、岡山県組合指導課

国勢調査による林業就業者数は、減少傾向で推移してきたが、平成17年から平成22年までの5年間で、39歳以下の若年者率が17%から27%と10ポイント増加し、就業者数も44%増加した。

森林組合の雇用労働者は、長期的に減少が続いており、平成23年は11組合、409名となった。

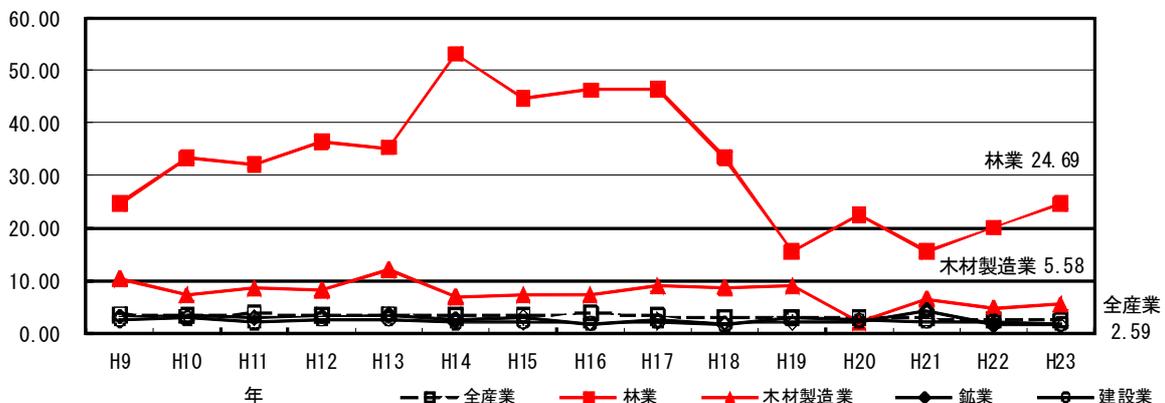
(3) 認定事業体の推移 [岡山県]



(林政課資料)

雇用管理の改善や事業の合理化に取り組もうとする意欲ある林業事業体の数は年々増加し、平成24年度末現在で37事業体となっている（森林組合数の減少は広域合併によるもので、全組合が認定されている）。

(4) 産業別労働災害の状況（度数率） [全国]

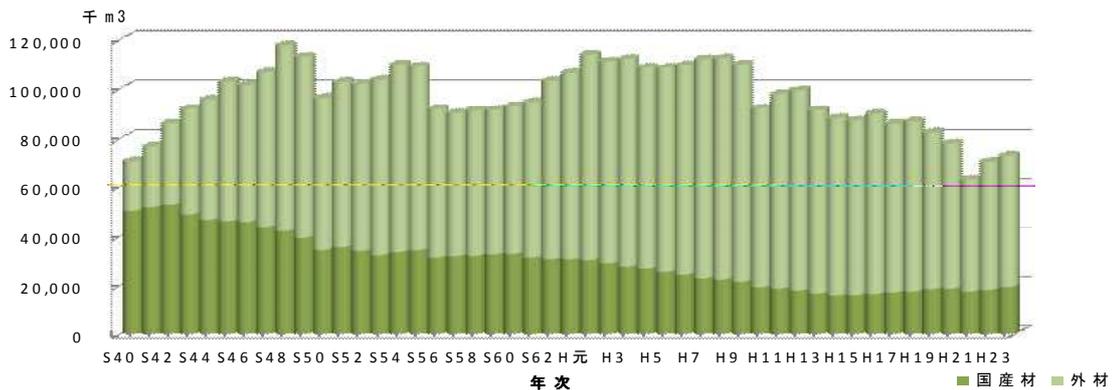


資料：厚生労働省「労働災害動向調査」

林業労働災害の発生件数は近年減少傾向にあるが、災害の発生頻度をみると、他産業に比べて格段に高い状況にある。

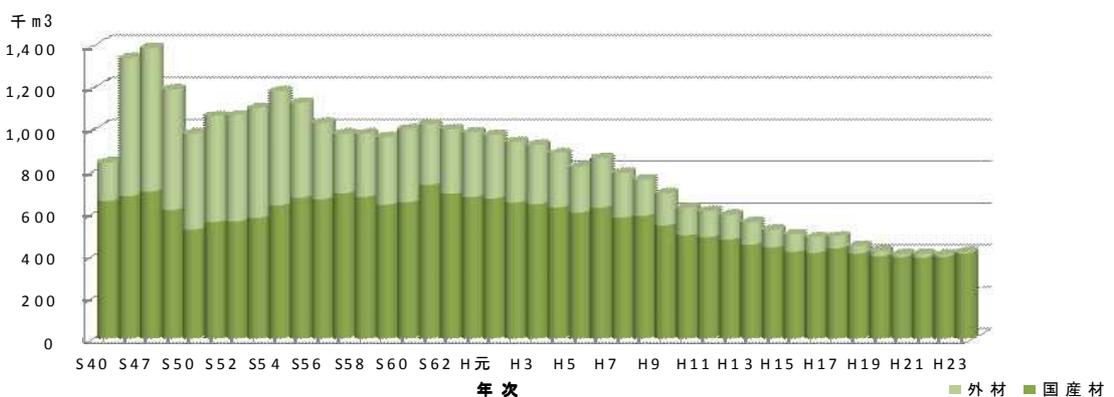
3 木材需給量の推移

(1) 全国



資料：林野庁「木材需給表」

(2) 岡山県



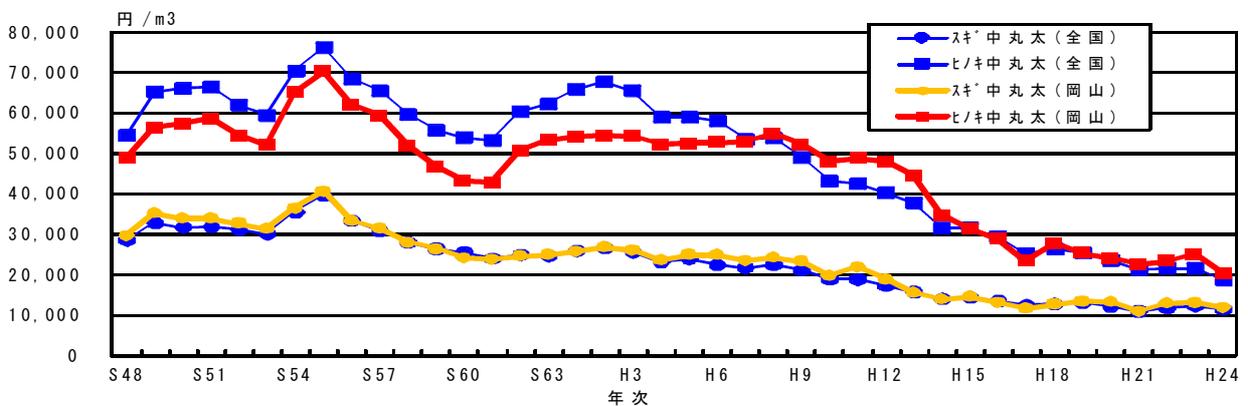
資料：農林水産省「木材統計」

我が国の木材需給量は、平成8年以降減少傾向にある。木材自給率は、国産材供給の減少と外材輸入の増加により低下を続け、平成11年以降は20%を下回ってきたが、平成17年には20%台を回復し、平成23年には26.6%となっている。

本県の木材需給量をみると、約99%を国産材が占めており、全国有数の国産材加工県となっている。

4 木材価格の推移

(1) 素材価格の推移 [全国及び岡山県]

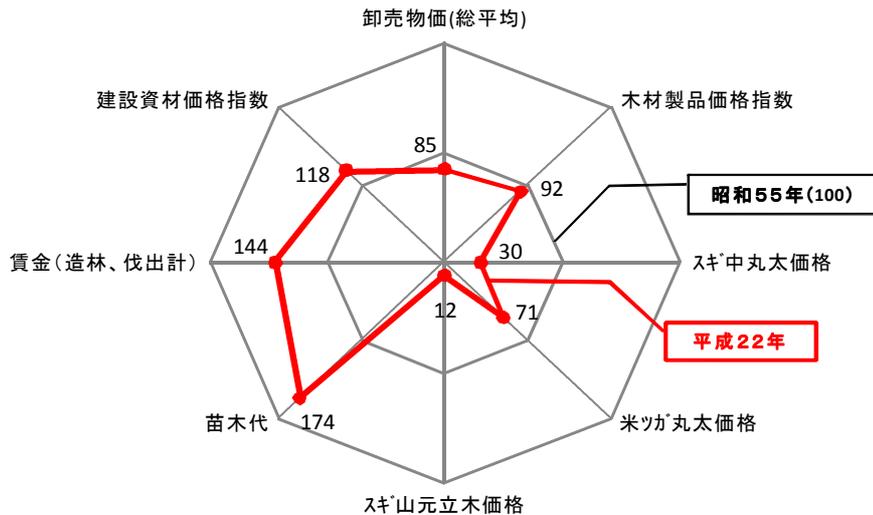


(注) 中丸太：径14～22cm、長3.65～4.0m 資料：農林水産省「木材需給報告書」

素材(丸太) 価格は昭和55年をピークとして長期低落傾向にある。森づくり県民税が創設された平成16年以降も更に低下が続いており、24年の価格はスギ、ヒノキともピーク時の約3割まで落ち込んでいる。

5 林業経営

(1) 林業生産を取り巻く諸因子の変化(昭和55年と平成22年の比較)

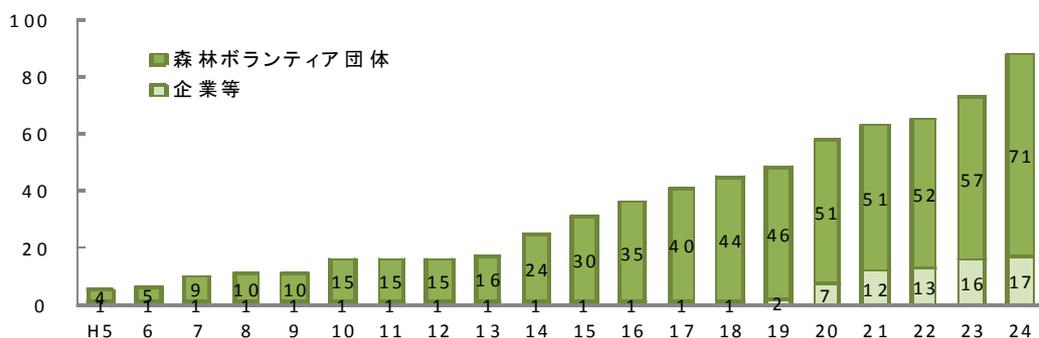


(注) 昭和55年(1980)を100としたときの平成22年(2010)の指数 (資料: 林野庁業務資料ほか)

賃金や苗木代は上昇する一方、山元立木価格や丸太価格は著しく下落しており、こうした林業採算性の悪化が、森林の適切な管理を阻害する原因となっている。

6 県民参加の森づくり

(1) 森林ボランティアグループ数の推移 [岡山県]



(林政課資料)

森林保全活動に自主的に取り組むボランティアグループや企業等が年々増加しており、平成24年には88の団体・企業が活動している。

(2) 森づくりサポートセンターの設置

区分	内容
組織名	おかやま森づくりサポートセンター
構成団体	森林ボランティアグループ、森林組合、林業研究グループの39団体(H25.8月現在)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○植樹・保育のつどい等の開催 ○森づくりサポートセンターの登録・派遣 ○森づくり活動に関する情報の提供 ○森林ボランティアグループの交流促進 ○森林活動の相談窓口、資機材の貸出

県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、平成24年6月に設立され、森林ボランティアグループ等の自主的な森林整備等の活動を支援している。

第5 おかやま森づくり県民税の必要性

おかやま森づくり県民税事業のこれまでの成果や、森林・林業における現状と課題を踏まえ、森づくり県民税の必要性について次のとおり整理した。

1 公益的機能を高める森づくり

(1) 健全な人工林の整備

これまでの森づくり県民税事業の実施により、著しく間伐の遅れた奥地林や放置林の解消を図るとともに、国庫補助事業と連携して間伐事業を加速化させ、森林の持つ公益的機能の早期回復に努めてきたところである。しかしながら、人工林の齢級構成を見ると、16～45年生の間伐対象森林がまだ多く残されており、県の間伐推進計画を着実に達成していくためにも、間伐が進みにくい施業集約化困難地等における継続的な支援が必要である。

また、本県のヒノキ等人工林資源は次第に充実してきているが、15年生以下の若齢人工林が極端に少なくなっており、林業経営を持続するためには、「伐って（使って）・植えて・育てる」という「林業のサイクル」を循環させることにより、適切に再造林を行い、齢級構成の平準化・若返り化を図る必要がある。

そして、社会問題となっているスギ林の成熟に伴う花粉の大量発生に対処するためにも、少花粉スギ苗木等による再造林に取り組む必要がある。

(2) 多様な森づくり

これまで、集落周辺の松くい虫被害地において、枯損した被害木等を伐倒・整理することにより、林内の安全性を確保し、広葉樹等への更新を促進するとともに、道路沿線等で倒木の恐れのある被害木を除去することで、危険箇所の解消に努めてきた。しかしながら、松くい虫被害は依然として広範囲にわたっており、引き続き、松くい虫被害林の健全化を進める必要がある。

一方、県北地域では、ブナ科の樹木が集団枯損するという「ナラ枯れ」被害の拡大が懸念されており、被害の拡大を防止するとともに、被害を受けやすい高齢の大径木の有効利用が求められている。

さらに、森林所有者が管理を放棄した里山林は、薄暗く荒廃し、有害鳥獣の生息場所になるなど快適な生活環境が失われている。また、近年の短時間強雨により、県中南部の天然林において土砂災害が多発している。このため、災害の発生を防ぎ、安全で快適な生活環境を確保するとともに、人家・農地等周辺の森林における有害野生鳥獣の生息域拡大を防ぐため、居住地周辺の身近な森林の整備にも力を入れていく必要がある。

2 担い手の確保と木材の利用促進

(1) 優れた担い手の育成・強化

認定事業体が行う職場内研修や安全作業装備等の導入による就労環境の改善等を支援した結果、新規就業者100人が定着し、若い担い手の育成を図ってきたとこ

ろであるが、生産性の高い魅力ある林業を実現し、森林の整備を一層推進するためには、引き続き、若者の林業への参入を促進し、低コスト作業システムなど専門的な技術力を有する優れた技術者の育成するとともに、地域林業の中核を担う林業事業体（森林組合と民間事業体）への支援を強化する必要がある。

（２）木材の利用促進

多くの県民が利用する公共施設等や学校、福祉施設等の木質化や木製用具の導入等を支援し、県産材の利用を促進するとともに、快適な生活空間を提供してきたところ、整備を行った施設関係者の多くが「木材の利用を広く薦めたい」と回答しており、他の施設や利用者への波及効果が期待されているところである。

森林資源が次第に充実しつつある中、林業経営の持続を通じた森林の適正な整備を促進するには、県産材の需要拡大が重要であり、公共施設等への県産材利用を更に推進するとともに、本県のヒノキの優れた材質や県内木材加工企業の技術を活かした県産材の国内外への販路拡大を促進する必要がある。

3 各種情報の提供と森づくり活動の推進

（１）県民への情報提供

シンポジウムの開催や新聞等での広報、街頭PRなどにより、森林や林業、県民税等に関する情報発信を行ってきたところであるが、さらに、県民全体でおかやまの森林を守り育てるという意識を高めるため、引き続き、森林の働きや林業の役割の重要性や、県民税の用途について、広く周知を図る必要がある。

このためにも、県ホームページを通じた情報発信、映像等による新教材や法人向け広報資料の作成等、広報・情報発信手段の多様化と充実を図るとともに、県民税事業の実施者が行う現場からの情報発信を促進するなど、効果的なPR等の実施に努める必要がある。

（２）森づくり活動の推進

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループや企業による森づくり活動への支援、指導者の養成等を行ってきた結果、県民等による森づくり活動が各地域で活発となり、森林ボランティアグループ等で構成される「おかやま森づくりサポートセンター」の設立を支援したところである。

今後、森づくり活動を発展させるためには、サポートセンターを拠点とした森林ボランティアグループによる自主的な活動を促進することが重要であり、企業等の森づくり活動への参画や、学校・社会教育等における森林・自然を活用した体験学習への支援を拡充していく必要がある。

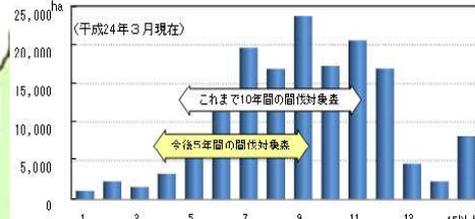
以上のとおり、本県の森林保全に関する施策が今後とも必要と考えられ、森林の恩恵を受けているすべての県民が一体となった取組として推進するためにも、「森づくり県民税」を平成26年度以降も貴重な財源として存続させることが望ましい。

これからの「おかやまの森林・林業」の取り組むべき課題

～おかやまの森林を県民全体で支えていくために～

健全な人工林の整備

スギ・ヒノキ人工林構成



○継続的な間伐の実施

- ・施業集約化困難地の間伐促進
- ・未利用間伐材のバイオマス燃料への利活用

○再造林による林業経営の持続(花粉症対策等)

- ・「伐って(使って)・植えて・育てる」林業のサイクルの循環
- ・スギ花粉対策
- ・再造林による人工林の若返り化



林内に光が入らず、表土が流出し公益的機能が低下した森林



間伐作業



林内に下草が生え、公益的機能の高まった人工林に整備

力強い担い手の育成

○優れた担い手の育成・強化

- 1 林業従事者の育成
 - ・若者等の林業への参入を促進
 - ・技術力のある優れた担い手の育成
 - ・安全な職場環境づくりによる就労環境の改善
- 2 地域林業の中核を担う林業事業者への支援



担い手育成・確保するための現場研修

木材の利用促進

○公共施設への利用促進と

県産材の需要拡大

- ・公共施設等への県産材による木質・木造化の促進
- ・材質に優れたヒノキの長所と県内木材加工企業の技術を活かした販路拡大



保育園・学校・福祉施設等への木材利用促進

多様な森づくり

○天然林の保全

- ・ナラ枯れ被害の拡大防止
- ・シイタケ原木等への有効利用
- ・林業に適していけない人工林を針広混交林・広葉樹林に誘導



ナラ枯れ被害林の保全

快適な森林環境の創出



松くい虫被害林の保全

災害発生の危険性のある裏山の保全

○放置された里山林を整備し

安全で快適な森林環境を確保

- ・松くい虫被害林の健全化
- ・荒廃した里山林を整備し、災害の発生を防止するとともに快適な生活環境を確保
- ・野生鳥獣被害の拡大対策
- ・自然力を活かした森林の再生
- ・集落周辺森林の調査による危険性の把握



自然力を活かした森づくり

情報提供と森づくり活動

○森林の働きや林業の役割の重要性等の情報発信の促進

- ・県ホームページにおける情報の充実
- ・県民税事業の実施者を通じた広報活動
- ・学校・社会教育等における啓発促進

○自然を楽しむ森林ボランティア活動の推進

- ・おかやま森づくりサポートセンターを拠点とした自主的な森づくり活動の促進
- ・企業の森林保全活動への支援



街頭PRによる情報発信

森づくり活動指導者の養成



この事業には「おかやま森づくり県民税」が活用されています。

第6 使途事業の方向性

これまでの事業成果や現状にかんがみ、今後とも、①水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととする。

具体的な使途事業については、国庫補助事業等との連携を図りつつ、各地域の実情を十分踏まえた上で、施策の必要性や緊急性等を勘案して決定するものとする。

〔使途の考え方〕

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 継続的な間伐等の実施による健全な人工林の整備を推進するとともに、再造林によって林業経営の持続を図り、併せてスギ花粉対策に取り組む。
- 松くい虫被害林の健全化や県北地域等でのナラ枯れ被害対策に取り組む。
- 学校等公共施設や居住地周辺の放置された里山林を整備し、安全で快適な森林環境を創出するとともに、土砂災害の予防や有害野生鳥獣生息域の拡大防止を図る。

II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

- 新規就業者の確保、低コスト作業システム等の専門的技術の向上及び就労条件の改善により、優れた担い手を育成するとともに、地域林業の中核を担う林業事業体への支援を強化する。
- 公共施設等に積極的に木材を活用するとともに、本県の木材加工技術と優れたヒノキ材の長所を生かして、県産材の利用拡大を図る。

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 森林の働きや林業の役割、「おかやま森づくり県民税」を活用した森林保全事業の取組等について広く情報を発信する。
- 「おかやま森づくりサポートセンター」の活動促進、森林ボランティアグループの育成、企業との協働の森づくりの推進、森林活動リーダーの育成等を通じて、自主的な森づくり活動を推進する。

【施策ごとの推進方向・具体的施策】

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能をもつ森づくり

1 健全な人工林の整備

(1) 継続的な間伐等の促進

森林の持つ公益的機能をもつため、国庫補助の対象とならない間伐等や、作業道の開設・補修、経営放棄林の切捨間伐、スギ間伐材搬出への助成を行うとともに、国の造林補助事業で行う切捨間伐への県民税充当を行ってきたが、まだ多くの間伐対象森林があり、国庫補助の対象とならない間伐を促進し、第8期間伐推進5カ年計画を着実に実行するためにも、継続的な間伐への支援が求められている。

国の造林補助事業では、平成24年度から採択基準が変わり、搬出間伐を主体に、一定規模以上への施業集約化が必須となっている。このため、今後の進め方としては、施業集約化が困難で国庫補助の対象とならない間伐等への助成や、森林所有者等に対する施業実施の働きかけの強化、未利用間伐材、いわゆる木質バイオマス資源を活用するための一時的な保管場所となるストックポイント造成などへの助成を重点的に行うとともに、作業道の開設や補修、スギ間伐材搬出経費の助成、造林補助事業で行う切捨間伐への県民税充当を引き続き行うこととする。

(2) 再造林による持続的な林業経営の実現

持続的な林業経営を実現するためには、「伐って（使って）・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、再造林による人工林の若返り化を図る必要がある。また、同時に、大きな社会問題となっているスギ林の成熟に伴う花粉の大量発生への対策が求められており、林業生産に適した人工林では、環境に配慮した小面積皆伐等を実施し、少花粉スギ苗木等を使用した再造林によって、本県の森林資源を均等な年齢構成へと誘導することとする。このためには、採穂園等の整備、植栽モデル林の設置等により、少花粉スギ苗木等の供給体制を整備する必要がある。

なお、新規・拡充施策の実施に必要な予算については、間伐については、より緊急性の高い事業へと絞り込むとともに、再造林については、国庫補助事業との連携や、植栽や下刈り作業の省力化・効率化などで対応する。

2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

(1) 放置された里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保

これまで、松くい虫被害林や荒廃した里山林の再生、道路沿線等の危険な被害木の除去、ナラ枯れ被害拡大防止のための広葉樹利用促進等の事業を実施してきた。しかしながら、放置された里山林等の状況を見ると、松くい虫被害林の健全化、土砂災害の発生防止、快適な生活環境の確保、野生鳥獣被害の防止、ナラ枯れ被害の拡大防止などの多くの課題がある。

このため、引き続き、松くい虫被害木や不用木の除去等により、自然力を活かした跡地更新を促進するほか、ナラ枯れ被害に関しては、被害発生地域で未利用

となっている広葉樹をしいたけ原木として利用を促進するなど、病虫害に強く健全な天然林へ誘導する。また、新たな取組として、薄暗く荒廃した居住地周辺の里山林等を整備し、災害が少なく、開放的で快適な生活環境を創出するとともに、有害野生鳥獣が生息する人家・農地等の周辺森林では緩衝帯の整備を行う。

そして、学校等公共施設や集落周辺などの重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性を調査し、地域住民の安全・安心の確保に努めるものとする。

なお、新規・拡充施策の実施に必要な予算については、各種の事業を、土砂流出防止や生活環境保全など、直接的な効果の大きい居住地や道路等に近い森林に対象を絞り込んで実施することにより対応する。

(2) 地域における課題に対応した多様な森づくり

市町村等からの提案による、地域の実情や課題に対応した取組を支援する「市町村提案型森づくり事業」を実施してきたところであり、引き続き、市町村等からの提案による取組を支援するものとする。

II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

1 力強い担い手の育成

(1) 優れた担い手の育成・強化

林業事業体による新規就業者の職場内研修や、就労条件の改善、安全作業のための装備・器具等導入などの支援を行ってきた。今後は、担い手の確保とともに、高性能林業機械等によって高度化する林業生産現場に従事することができる、優れた担い手の育成・強化を図る必要がある。

このため、引き続き、就業希望者への雇用情報の提供、就業に必要な基本的知識・技術習得のための職場内研修等の支援を行うほか、森林施業、作業道開設、高性能林業機械操作、現場作業の指導・管理等の専門的な技術研修を拡充するとともに、作業現場への巡回指導、安全作業に必要な装備・器具等の導入を支援する。

(2) 地域林業の中核を担う林業事業体への支援

木材価格が著しく低迷する中であって、林業の収益性を確保し、森林の整備を促進するためには、現場作業における生産性の向上が不可欠であり、一人ひとりの担い手の技術力の向上とともに、その集合体である林業事業体の育成・強化が求められている。

このため、事業実行力や雇用管理能力等の向上による持続可能な林業経営の実現と、林業従事者の安定的な雇用の確保を課題として取り上げ、今後の進め方として、意欲と実行力を有する林業事業体が行う雇用管理の改善と事業の合理化を重点的・総合的に支援する。

なお、これらの拡充施策の実施に必要な予算については、新規就業者の確保・育成を推進する国の「緑の雇用対策」等の事業が充実してきており、この事業との連携を図ることにより対応する。

2 木材の利用促進

(1) 公共施設等への木材利用の促進

森林の持つ公益的機能を確保するためには、適切な林業生産活動を通じて、森林の整備を図ることが最も効率的であり、木材価格が長期的に下落する中で、県産材の需要を拡大することが重要な課題となっている。

このため、公共施設等への県産材による内外装等の整備や小学校への机・椅子の導入、木造建築や県産木製品の利用等の展示PR、高校生の提案による、県産材を活用し、ユニバーサルデザインを取り入れた居室の整備等を支援を行ってきたところであり、今後とも、公共建築物等の県産材による木質・木造化の促進を図る必要がある。

ついでには、教育施設や社会福祉施設等の木造化、内装等の木質化、木製品の導入等への支援を引き続き行うとともに、公共建築物に加え、民間の建物における木材利用の促進を図るため、集客の見込める民間建築物における県産材を用いた木造・木質化計画の作成支援を行う。

(2) 県産材の需要拡大

年々充実するヒノキ等人工林資源の販路を拡大するため、国内外展示会への出展や、県産材利用に関する相談等に対応できる県産材サポーターの養成等の取組を支援するとともに、県内の企業や大学等が行う木質バイオマス利活用技術の実用化等を支援を行ってきたところであり、更に、材質等に優れたヒノキの長所と県内木材加工企業の技術を生かした県産材の販路拡大の取組を強化する。

このため、引き続き高品質なヒノキ製材品等の販路開拓支援や、県産材サポーターの活用を進めるとともに、新たに、県産材製品のモデル実証利用施設や県産材使用工法の提案・展示等、県産材利用を促進するための普及啓発活動を支援する。

また、バイオマス資源の活用促進では、引き続き、県内の企業や大学等が行う木質バイオマス利活用技術の実用化等を支援することとする。

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

1 県民への情報提供

森林の働きや林業の役割、県民税の必要性を広く県民に知らせるため、新聞、ラジオ等による広報、パンフレット等の配布、街頭広報活動、シンポジウムの開催等の取組を実施してきたところであるが、県民全体で岡山の森林を守り育てるという意識の一層の高揚を図るため、これまで以上に県民に認知していただき、森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開や、広報・情報発信手段の多様化と充実を図るとともに、県民税事業実施者を通じた情報発信を促進する。

このため、従来のシンポジウムの開催や、新聞・ラジオ等での広報、街頭PR等に加え、県ホームページ、パンフレット、法人向けPR資料を充実させるとともに、森林の働きや林業の役割等を分かりやすく表した映像等の教材を作成し、学校・社

会教育等で活用する。

2 県民参加による森づくり活動の推進

(1) 県民参加による森づくり活動の一層の推進

県民参加の森づくりを推進するため、森林ボランティアグループ、地域住民、企業等による森づくり活動を支援したところ、次第に自主的な森林ボランティア活動に発展し、平成24年に「おかやま森づくりサポートセンター」が設立された。

森づくり活動の一層の促進を図るために、おかやま森づくりサポートセンターを拠点とした活動の促進、社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業等の要請への対応、森林活動を企画・運営できる人材の育成などが求められている。

このため、おかやま森づくりサポートセンターによる森林体験活動の開催や情報提供、資機材の貸出等への支援を強化するとともに、企業等による森づくり活動では、活動森林等に関する情報提供、活動プランの作成及び市町村等との協定締結の支援や、二酸化炭素吸収量の県認定による活動促進を図って行く。また、森林活動に必要なイベントの企画・運営、森林施業に係る基礎研修や実践研修のほか、森の恵みを楽しむためのワークショップの開催を通じて、自主的な森林活動を担う人材の育成に努める。

(2) 森林・自然を活用した体験学習を促進

森林・自然を活用した体験学習を促進するため、みどりの少年隊及び関係者による交流大会の開催を支援してきたところであるが、森林の重要性について一層の理解を深めるためには、学校・社会教育等における森林・自然を活用した体験学習への支援の拡充を図る必要がある。

このため、みどりの大会の開催など、児童・生徒及び保護者等による身近な里山林等での活動を引き続き支援するとともに、市町村や森林・林業関係団体等が企画・実施する都市と山村との交流活動等の取組を促進することとする。

第7 税制度のあり方

1 課税方式

- おかやま森づくり県民税を創設する際に、①水道・井戸水定額課税方式（法定外目的税）、②県民税均等割超過課税方式（普通税）、③県民税同時課税方式（法定外目的税）の3つの課税方式を検討したが、薄く広く県民に負担を求めていくという点で公平であること、徴税コストや低所得者への配慮という点において優れていること、既存の制度を活用することにより賦課徴収にあたる市町村の事務負担を最小限に抑制することが可能となることを高く評価して、②県民税均等割超過課税方式（普通税）とすることが最も妥当であると提言した。これを受けて、平成16年度から高知県に次いで2番目に同方式による税制度が導入され、平成20年度の見直しでは、課税方式を変更する必要はないとした。
- 現時点において、森林整備を目的とする都道府県の独自税制として県民税の超過課税を行っている県が33あり、このうち31県が岡山県と同様の方式（個人は定額、法人は均等割額に対する割合）を採用している。さらに、平成26年度から2県が同様の方式を採用する予定であり、全国的にも普遍性のある税制となっている。
- 今回の見直しにおいても、おかやま森づくり県民税は森林の恩恵を享受しているすべての県民と事業者理解と協力を求め岡山県の森林を県民全体で支えていくおかやま森づくり県民税の本旨に変わりはないものと認められるところであり、さらに、全国の状況を踏まえれば、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

2 税率

- 森づくり県民税の導入時は、全体の税收規模、当初案の水準、アンケート結果、法人の社会的役割、現行の県民税均等割の仕組み、現在の森林の状況等を考慮して検討した結果、個人については超過額を定額の500円、法人については超過税率を均等割額の5%とし、平成20年度の見直しでは、当該税率を変更する必要はないとした。
- 最近の税制改正の動向によれば、社会保障財源を確保するための消費税率引き上げや復興財源を確保するための個人住民税均等割の税率引き上げなど、今後、県民の税負担の増加が予定されていることや、県内労働者の賃金が上がっていない現況を踏まえれば、税率を引き上げる状況にはないものと考えられる。
- 現時点において、33の県が森林の保全を政策目的とする超過課税を行っているが、岡山県と同様に、個人については500円、法人については均等割額の5%を税率としている県が18あり、全国的にみると本県の税率は標準的なものとなっている。

- ・ また、第6「使途事業の方向性」に掲げた事業を確実に実施していくためには、これまでと同程度の財源を確保することが必要であると考えられる。
- ・ 以上を勘案すると、引き続き、現在の税率を維持することが妥当である。

3 課税期間

- ・ 超過課税は一定の政策目的を達成するために必要な場合に県民に負担を求める手段とされていることから、一定の課税期間を定める必要があると考えられる。
- ・ 森づくり県民税の導入時は、超過課税の実施期間を5年間とし、政策税制としての導入効果を検証したうえで、制度の見直しを検討することとした。
- ・ 平成20年度の見直しでは、当初5年間の事業実績や、当時の情勢も踏まえて使途の検討を行い、その中で、最も主要な施策である間伐事業の実施期間を一つの目安として課税を行うべきであるとした。その間伐事業が「地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画」をもとに実施されるものであることを踏まえ、課税期間を前回と同様の5年間とすることが適当とした。
- ・ 税の導入効果を検証するためには、少なくとも数年間にわたる使途事業の実績を踏まえる必要があると考えられる。また、今後においても継続して実施すべき主要な施策である間伐事業は「おかやまの森づくり間伐推進5カ年計画」に基づき実施されることとなる。こうしたことを踏まえると、平成26年度以降の課税期間については、これまでと同様に5年間とすることが適当である。

4 制度の周知

- ・ この税制の本旨は、すべての県民が税を負担することで、岡山県の森林を保全し、その恵みを県民全体で享受しようというものであり、これを広く県民に理解を求めていく必要がある。
- ・ そのためには、税がどのように森づくりに使われ、それがどのように県民に還元されているかをわかりやすい表現で積極的に情報提供し、周知を図っていく必要がある。例えば、税制をPRするパンフレットやホームページ等については、税の使途や導入効果等が県民の視点で分かりやすく伝わるよう改善に努める必要がある。
- ・ また、県産材の需要拡大、県民参加の森づくり活動、森林・自然を活用した体験学習、里山林等の整備といった県民にとって身近な使途事業を実施していく中で、税の成果等を広くアピールするように努める必要がある。

第8 基金のあり方

- ・おかやま森づくり県民税は、本来は使途が限定されない普通税であるが、森林を保全するという政策目的に要する財源として導入した税制であることから、その税収が森林の保全に要する費用に限定して充てられていることを明らかにする必要があり、導入当初から、「おかやま森づくり県民基金」に、税収を一旦積み立てたうえで、必要な事業に要する費用に充当することにより使途を限定してきたところである。
- ・今後も引き続き、税収の使途を限定するため、「おかやま森づくり県民基金」を活用した制度運用を図っていくことが適当である。

